

(介 35)

平成 21 年 10 月 8 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
三 上 裕 司

要介護認定に係る通知等の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年 4 月に行われました要介護認定の見直しに関しましては、既にご承知のとおり、事前の検証や周知の不足、また従来方式と比較し軽度に判定される傾向がある等、様々な問題により現場に混乱を招く結果となりました。

それらのことから、「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」において検討した結果、認定調査項目に係る定義を、今回の見直し以前の 2006 年版認定調査員テキスト・介護認定審査会テキストに近づけた形に修正いたしました。

その内容につきましては、本年 8 月 25 日付 (介 33) にて、それらの修正が施された「要介護認定 介護認定審査会委員テキスト 2009 改訂版」等を貴会宛てに送付し、併せて周知等のお願いを申し上げた次第であります。

今般、(介 33) にお知らせいたしましたとおり、本年 10 月 1 日より上記のテキストを用いた要介護認定の開始、及び本年 9 月 30 日をもって、要介護認定に係る経過措置を廃止する等の通知、新たな要介護認定方法に係る Q & A 等が厚生労働省より発出され、本会宛てに周知等協力依頼がありました。

つきましては、貴職におかれましては、当該通知等の趣旨をご理解いただき、貴会会員へ周知方ご協力を賜りたく、ご高配のほど宜しくお願い申し上げます。

当該通知につきましては、本会ホームページ (アドレスは次頁参照) においても掲載いたします。

なお、今回の見直し後の要介護認定の実施状況につきましては、厚生労働省より、「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」の場で報告される予定であることを申し添えます。

敬 具

(添付資料)

○要介護認定に係る通知の送付について(依頼)

(老老発 0930 第 3 号 平 21. 9. 30 厚生労働省老健局老人保健課長通知)

- ・要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置の廃止について
(老発 0930 第 4 号 平 21. 9. 30 厚生労働省老健局長通知)
- ・要介護認定等の実施について
(老発 0930 第 5 号 平 21. 9. 30 厚生労働省老健局長通知)
- ・介護認定審査会の運営について
(老発 0930 第 6 号 平 21. 9. 30 厚生労働省老健局長通知)
- ・要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」、
及び「特定疾病にかかる診断基準」について
(老老発 0930 第 2 号 平 21. 9. 30 厚生労働省老健局老人保健課長通知)

○要介護認定等の方法の見直しに係る Q&A 及び認定調査員テキスト 2009 改訂版正誤表の送付について

(平 21. 9. 30 厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)

○要介護認定等の方法の見直しに関する認定質問窓口の変更について

(平 21. 9. 30 厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)

○参考資料: H21. 8. 25 (介 33) 「要介護認定介護認定審査会委員テキスト 2009 改訂版」等の送付について

以上

(参考) 【要介護認定に係る通知等掲載場所】

※日医ホームページ・メンバーズルーム「医療保険・介護保険」

「平成 21 年度 10 月 要介護認定等の改正に関する資料」

<http://www.med.or.jp/japanese/members/iryu.html>